

特定医療法人晴和会あさひが丘ホスピタル重要事項説明書 居宅療養管理及び介護予防居宅療養管理指導

(令和6年6月1日現在)

1. 事業者概要

法人種別・名称	特定医療法人晴和会	開設者	理事長 木村修代
所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町字地福1295番地31		
電話番号	0568-88-0284	FAX番号	0568-88-0958
法人設立年月日	1986年10月		

2. 事業所概要

事業所名称	あさひが丘ホスピタル	管理者	院長 丸井泰男
所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町字地福1295番地31		
事業所番号	愛知県23-1-25-0183-2	種別	(介護予防) 居宅療養管理指導
電話番号	0568-88-0284	FAX番号	0568-88-0958
相談担当窓口	あさひが丘ホスピタル 外来		
通常の実施地域	春日井市・多治見市・土岐市		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護（要支援）の状態になっても可能な限り居宅での生活が営めるよう、医師が通院困難な利用者の居宅を訪問して心身の状況、環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことで療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
運営の方針	要介護者（要支援者）の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように療養上の指導及び管理を行います。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	区分		特記事項
		常勤	非常勤	
管理者	1名	1名		従業者及び業務の管理
医師	1名以上	1名以上		療養上の指導、助言等

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）		
営業時間	8：30～17：30	サービス提供時間	10：00～16：00
その他	必要に応じて上記時間以外にも対応 ※電話連絡による24時間体制をおく		

6. 居宅療養管理指導等の種類及びサービス内容

当事業所は、医師による居宅療養管理指導等を実施します。担当医師が通院困難なご利用者様に対し、その居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理を基に指導管理を行い、且つご利用者様が居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）作成を依頼する居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という）及びその他事業者に対して、ケアプランの策定等に対するサービス利用上の留意点等について助言及び指導を行います。

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1～3割が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他の費用

(1) 介護保険（介護予防）給付サービス

		単位 / 回 ※1月に2回を限度	1割負担 円 / 回	2割負担 円 / 回	3割負担 円 / 回
医師が行う場合 居宅療養管理指導（Ⅰ）	同一建物居住者 10名	515 単位 / 回	515 円 / 回	1030 円 / 回	1545 / 回
	同一建物居住者 2～9名	487 単位 / 回	487 円 / 回	974 円 / 回	1461 円 / 回
	同一建物居住者 10名以上	446 単位 / 回	446 円 / 回	892 円 / 回	1338 円 / 回
医師が行う場合 居宅療養管理指導（Ⅱ） ※医療保険で「特定施設 入居時等医学総合管理 料」等を算定している場 合	同一建物居住者 10名	299 単位 / 回	299 円 / 回	598 円 / 回	897 円 / 回
	同一建物居住者 2～9名	287 単位 / 回	287 円 / 回	574 円 / 回	861 円 / 回
	同一建物居住者 10名以上	260 単位 / 回	260 円 / 回	520 円 / 回	780 円 / 回

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービスの利用料は利用者の全額自己負担となります。
- ② 居宅療養管理指導等サービスに係る交通費の支払いを実費請求することがあります。
- ③ 各種証明書及び診断書、意見書等はあさひが丘ホスピタル保険外負担金料金一覧に準じます。
- ④ 記録の謄写費用は実費を徴収します。

(3) キャンセル料

ご利用様の都合によりサービスを中止する場合は次のキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用様の病状の急変など緊急の場合などやむを得ない事情がある場合はいただきません。

訪問予定日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
訪問予定日の当日午前10時までにご連絡をいただいた場合	利用料金の10%
訪問予定日の当日、訪問予定時間の1時間前までにご連絡がなかった場合	利用料金の50%

(4) 支払方法

窓口もしくは請求書記載にある口座まで振込みお願いいたします。

8. サービス内容に関する苦情窓口

サービスの質の確保及び提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、下記の窓口を設置しています。苦情の内容を詳しく伺い、関係した者に事情を聴き、院内の委員会を開催して原因の解明と対応策を打ち出します。検討内容等はできるだけすみやかに公表します。一連の事項は、記録・保管し再発防止に努めます。

①居宅療養管理指導等サービスにおける苦情の受付

担当窓口	あさひが丘ホスピタル 外来
電 話	0568-88-0284
ご利用時間	平日 8:30～17:30

②その他の苦情受付先

【春日井市にお住まいの方】

窓 口	春日井市介護・高齢福祉課
住 所	春日井市鳥居松町5丁目44
電 話	0568-85-6921

【多治見市にお住まいの方】

窓 口	多治見市高齢福祉課 介護運営グループ
住 所	岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
電 話	0572-23-5826

【土岐市にお住まいの方】

窓 口	土岐市健康福祉部 高齢介護課 介護保険係
住 所	土岐市土岐津町土岐口2101
電 話	0572-54-1314

③その他の苦情受付先

【愛知県内にお住まいの方】

窓 口	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保健室内苦情相談室
住 所	名古屋市東区泉1丁目6-5
電 話	052-971-4165

【岐阜県内にお住まいの方】

窓 口	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係
住 所	岐阜市下奈良2-2-1
電 話	058-275-9826

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有 ・

10. 身体拘束適正化及び虐待防止措置

①身体拘束適正化及び虐待防止措置に関する担当窓口

担当窓口	あさひが丘ホスピタル 医療社会事業部
電 話	0568-88-0284
ご利用時間	平日 8:30~17:30

身体拘束適正化及び虐待の防止等のため、定期的な委員会を開催し、従業者研修を実施する等の措置を講じます。

11. 事故発生の防止及び発生時の対応

【事故発生の防止に関する窓口】

担当窓口	あさひが丘ホスピタル 患者安全部
電 話	0568-88-0284
ご利用時間	平日 8:30~17:30

12. 緊急時の連絡先

緊急の場合には「契約書第12条3項の緊急時及び第13条3項事故発生時の連絡先」欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

13. 非常災害対策

- ・防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓

14. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、計画に基づき定期的な委員会を開催し、従業者研修を実施する等の措置を講じます。

【「業務継続計画」に関するお問い合わせ先】

担当窓口	あさひが丘ホスピタル 事務長
電 話	0 5 6 8 - 8 8 - 0 2 8 4
ご利用時間	平日 8 : 30 ~ 17 : 30

15. 守秘義務及び個人情報の保護

- ①「個人情報保護法」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則り個人情報保護指針を規定します。
- ②本説明書記載の「個人情報の利用目的」の例外として、次の各号について、第三者に対して情報提供を行います。
 - (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所等及び地域包括支援センター等との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等
 - (6) 市町村による文書等提出等の要求への対応
 - (7) 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等提示命令等への対応
 - (8) 都道府県知事又は市町村長による立入検査等への対応
 - (9) 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
 - (10) 事故発生時の市町村への連絡
- ③守秘義務及び個人情報保護に関する事項は、利用終了後も同様の取扱いとし、有事の際は、個人情報保護委員会へ報告し、利用者または身元引受人へ通知します。

【「個人情報保護」に関するお問い合わせ先】

担当窓口	あさひが丘ホスピタル 事務長
電 話	0 5 6 8 - 8 8 - 0 2 8 4
ご利用時間	平日 8 : 30 ~ 17 : 30

個人情報の利用目的

当事業所では、利用者及びご家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への医療・介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・事業所が利用者等に提供する医療・介護サービス
- ・介護保険事務及び医療保険事務
- ・居宅療養管理指導等サービスの利用者に係る事業所の管理運営業務のうち
 - －新規利用もしくは利用休止、利用終了等の管理事務
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の医療・介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・事業所が利用者等に提供する医療・医療サービスのうち
 - －特定施設入居者生活介護を提供する施設従業者への利用者の心身状況の情報共有
 - －他医療機関及び薬局、特定施設入居者生活介護を提供する施設の協力医療機関及び協力歯科医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等との連携（サービス担当者会議含む）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務及び医療保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出（適切な保険者への請求を含む）
 - －審査支払機関又は保険者への照会への回答
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための職員研修
 - －事業所内部もしくは当該利用者の居宅において行われる学生の実習への協力
 - －事業所内部もしくは当該利用者の居宅において行われる観察研究や事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供、外部機関による事業所評価
 - －既存試料・情報を用いた臨床研究を伴う学会発表、論文・出版物投稿

私は、 年 月 日に下記説明者より重要事項について説明を受け、内容について同意の上「重要事項説明書（令和6年6月1日現在）」の交付を受けました。

事業所	所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町字地福 1295 番地 31
	名称	特定医療法人晴和会 あさひが丘ホスピタル
	管理者	院長 丸井泰男
	説明者氏名	木村 修代

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者（代理人）〉

住 所

氏 名

（利用者との関係 ）

〈利用者の身元保証人〉

住 所

氏 名

（利用者との関係 ）

注）本重要事項説明書の内容説明に基づき契約を締結し、新たに利用を申し込みした場合は以下に記入のこと。

サービス提供開始予定年月日 年 月 日

【契約・請求等重要事項に関する連絡先】

氏 名	（利用者との関係 ）
住 所	
電話番号	

【契約書第 12 条第 2 項の緊急時及び第 13 条 3 項事故発生時の連絡先】 ※同上の場合は記入しない

氏 名	（利用者との関係 ）
住 所	
電話番号	